

■ 節電行動計画(1枚目)

別紙2

医療施設名	国立病院機構 災害医療センター			病床数	455床
都県名	東京都	住所(病院)	東京都立川市緑町3256番地		
担当者(部署)	木崎輝男 (事務部管理課)	担当者連絡先	直通電話	042-526-5511	
			メールアドレス	kizaki@tdmc.hosp.go.jp	

開設主体名	独立行政法人 国立病院機構				
都県名	東京都	住所	東京都目黒区東が丘2丁目5番21号		
担当者(部署)	中村和幸 (財務部整備課施設整備企画室)	担当者連絡先	直通電話	03-5712-5072	
			メールアドレス	nakamura-kazuyuki@nho.hosp.go.jp	

契約電力量	需要設備番号	制限緩和適用前			制限緩和適用後	
		指定電力の値	使用制限率	使用できる電力の限度	使用制限率	使用できる電力の限度(a)
2,400kw	A01a06334	2,400kw	0.85	2040kW	1.00	2,400kw
自主的な取組による目標と結果		目標使用予定電力(b)		目標電力削減率(c)	今夏の最大電力量(結果)	
		2,352Kw		2.00%		

節電対策メニュー

5つの基本アクションは原則として全て実施をお願いします

		実施予定	実行確認
照明	①事務室の照明を間引きする。 【具体的内容：事務室内蛍光灯の3割程度減灯、不要時の消灯及び蛍光管の間引き取り外しの実施。】	◎	
	②使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外など)は消灯を徹底する。 【具体的内容：外来ホールスポットライトについて原則終日消灯の徹底。外来廊下照明の一部消灯の徹底。】	◎	
空調	③病棟、外来、診療部門(検査、手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。 【具体的内容：薬品管理等温度設定が必要な場所以外は個別ヒートポンプクーラーの設定温度を28℃に変更】	◎	
	④使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。 【具体的内容：外来ホール及び管理部門の土・日での間欠運転間隔の調整。外来診療室の未利用時間における個々の空調ファンスイッチOFFの徹底。】	◎	
	⑤日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。 【具体的内容：遮熱フィルムを病棟南側等に貼付済。ブラインドの調整による直射日光の軽減を実施。】	◎	

日付	日付
6/27	

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

■節電行動計画(2枚目)

さらに可能な限り下記のメンテナンスや日々の節電努力もお願いします

		実施 予定	実行 確認
節電啓発	⑥節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。 【具体的内容：職場長会議で伝達すると共に全職員に院内LANを用いて節電の必要性について周知徹底。】	○	
	⑦節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務長など)と関係部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。 【具体的内容：エネルギー管理委員会で定期的に節電対策の取り組み状況を点検。また、 節電パトロールの実施。 】	○	
	⑧医療機関の関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 【具体的内容：全職員に対して院内LANを用いて節電メニューの情報提供を実施。】	○	
照明	⑨従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 【具体的内容：施設の改修時に併せて従来型蛍光灯を高効率蛍光灯に適宜更新済。各種非常灯・非常口誘導灯のLED化を実施済。】	—	
	⑩病棟では可能な限り天井照明を消灯する。 【具体的内容：当院病室は天井照明となっていない(間接照明)。】	—	
空調	⑪室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らし冷房効率をあげるため)。 【具体的内容：間欠運転による外気を取り入れ量調整を既に実施中。】	—	
	⑫フィルターを定期的に清掃する。 【具体的内容：全ての空調フィルターの定期的清掃回数を年3回から年4回に増やす。】	○	
	⑬搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。 【具体的内容：当院は既に地下1階のバックヤード等からの冷気の流出は防げる構造となっている。】	—	
	⑭電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有する場合はそちらを優先運転する。 【具体的内容：冷温水発生機出口の温度設定の変更(7℃→8℃~9℃)】	○	
コンセント 動力	⑮調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。 【具体的内容：調理室内の大型冷蔵庫庫内温度を2℃程度上げる。】	○	
	⑯電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。 【具体的内容：当院は全て蒸気式のオートクレープとなっている。】	—	
	⑰温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。 【具体的内容：全てのウオーム便座の電源のOFFの実施。 エアタオルのコンセントを全て抜く。 】	○	
	⑱自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 【具体的内容：飲料自動販売機の冷蔵温度の変更等を販売業者に依頼し実施(設定温度を6℃、また夜間時間帯3時間停止)】	○	
その他	⑲デマンド監視装置の設定を契約電力以下とし、警報発生時に予め定めた節電対策を実施する。 【具体的内容： デマンド監視装置を、契約電力から5%を減少させた数値(2280KW)に設定。 】	○	
	⑳コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。 【具体的内容：コージェネレーション設備未設置。】	—	
	㉑夜間帯のEVの使用制限の実施中。	○	
	㉒外来エスカレータの運転時間の制限中。	○	
	㉓ボイラー更新に伴う大型空調機室外機への水噴射装置の設置。	○	
	㉔エコキュートの昼間時間の運転停止。	○	
㉕			

日付	日付
6/27	

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。